

ISSN 1880-6902

関西英学史研究

第11号

日本英学史学会関西支部

『国民之友』と保安条例—阿部充家をめぐって

石倉和佳

はじめに

明治 20 (1887) 年 4 月、民友社を立ち上げ、『国民之友』を創刊した徳富猪一郎（蘇峰、1863-1957）は、一躍新時代の論客として世間の注目を集めることに至った¹。『国民之友』の論説については、これまで様々な研究がなされ、また徳富の伝記的研究も多く残されている。しかし、保安条例に該当する「危険人物」の一員として、徳富猪一郎の名が挙げられていたことについて、これまで考察されたことはほとんどないようである。皇居周辺からの二年の立ち退き該当者として、当時の警視総監三島通庸所蔵の 12 月 26 日付の「退去者之儀ニ付伺」に徳富の名が記載されているのであるが、『国民之友』発刊から一年も経たない時期に東京居住が叶わなくなったとすれば、徳富のその後の人生計画も大きく狂ったはずである²。しかし、実際のところは徳富が退去を命ぜられることはなかった。退去を命ぜられた者の過半数は土佐の民権派の人々であり、詳細については『自由党史』等で早くから論じられ、その他の関係史料も整理されてきている³。民友社関係者で保安条例に該当し退去を言い渡されたのは、のちに『国民新聞』で活躍することになる阿部充家（無佛、1862-1936）である⁴。しかしながら、保安条例が当時の政府の拙速な失策の一つとして理解される中、後述するように退去を命ぜられた人々の正確なリストさえ残されていないのが現状である。現在に至るまで、その影響がいかに広汎な領域に亘ったのかについて総括的に論じたものは見当たらない。徳富に限ってみても、彼の言論活動との関係は不間に付されている状況である。また、この時代の阿部に関する研究がほとんどないことから、阿部を介した徳富の活動への影響も掘り下げられていない。

『国民之友』が政治から文学まで幅広いジャンルを包含した雑誌であったこともあり、これまでこの雑誌の研究は、徳富の掲げた平民政義の論説を中心としたものや、明治 20 年代の社会・政治状況に関する批判的論説が展開された雑誌として位置づけるものが主であった。英学史研究の視点から見れば、多くの外国文学や外国の作家が紹介された重要な雑誌として認知されている⁵。これらの研究のアプローチには、雑誌発行そのものに決定的ダメージを与える新政府の政策についての目配りはなかった。『国民之友』が非常な成功を収め、また影響も大きかったことが、発刊当初の保安条例の影響を見えなくさせているともいえる。

本稿では、これらの事実を踏まえて、民友社を中心とした徳富と阿部の交友関係、『国民之友』の記事、当時の政治状況等を検討し、徳富周辺における保安条例の影響について考察したい。

1. 初期の『国民之友』の人脈と論調

大江義塾の閉校から『国民之友』発刊までは、わずか半年ほどのことであった。明治 19 (1886) 年 8 月末、東京において徳富から大江義塾を閉じることを聞かされ熊本に下ったのは、のちに『国民之友』の編集に携わることになる人見一太郎である⁶。徳富は人見に義塾解

散に際しての詳細な指示を送った。人見が徳富に送った書簡によると、解散を聞いて年少者には呆然としてしまい意氣消沈する者も見受けられたが、「大江社員及社外の望みある人々は皆協力一致上京いたすか或は本地に滞在根拠を固ふするか、要するに大江義塾設立中の精神を以て大江義塾廃止後に於ても大江社中の為に尽力いたすべき模様に御座候」⁷ ということであり、義塾で培われた結束を確認したのであった。このようにして、大江義塾の関係者の多くが徳富と行動をともにしたわけであるが、上京した者たちは途上で京都に立ち寄り、徳富の学んだ同志社を訪問し、新島襄に面談している⁸。彼らは東京赤坂靈南坂の近隣に寄宿し、その多くは小崎弘道の開いた、坂の上にある靈南坂教会に通った⁹。東京の民友社に合流せず、別行動をとる者については、閉塾を決めた当初、徳富は熊本に戻り直接会って話をし進退について相談するつもりでいた。人見に宛てた書簡によれば、「神山、戸波、内山鞆及其他の進退運動は小生帰郷迄は何卒断然たる処置は猶予致候御話しつ被下度」¹⁰ ということである。阿部（神山）は民友社設立時のメンバーとはならず、当初東京での徳富の行動とは別行動をとった。

明治 20 (1887) 年 2 月 15 日、『国民之友』の第一号が発行された。この時期までに、地租改正、集会条例、徵兵令などの新政府の諸政策に対する反発は、時には暴動や一揆を引き起こしていたが、同時期に盛り上がりを見せていた自由民権運動は、同年一つの節目を迎えることになった。前年の明治 19 年には井上馨外務大臣による欧化政策を伴う条約改正交渉が座礁し、旧自由党などの民権派が反政府運動を繰り広げた。明治 20 年 10 月の片岡健吉による三大事件建白の提出は、東京に土佐の民権派の人士を集結させることになった。民権派の運動が盛り上がる中、政府は、騒乱、陰謀、教唆などの取締りを強化し、徳富の名が「危険人物」として記載されるまでになるのであるが、その間『国民之友』は土佐出身の中江篤介（兆民）、植木枝盛などを含む「特別寄書家」を揃え多くの読者の支持を得ていたのである¹¹。

『国民之友』は巻頭にジョン・ミルトン（John Milton, 1608-1674）の詩を掲げ¹²、巻頭言に「東洋的ノ現像漸ク去リテ泰西的ノ現像將ニ来リ」と書かれていることからも分かるように、西洋的知識と理念に学ぶ姿勢を持つものであり、その論調は、一種の批判的高踏主義とでも言うべき立場を取っていた。たとえば 8 月発行の第 7 号の「新日本の青年及び新日本の政治」においては、所謂「壯士」の行動批判を行い、「建設的の時勢に立て、破壊的の事業を試み」（9 頁）ていると指摘する¹³。

明治の政治世界に於て、一種の奇異なる現像あり、蓋し此の物たるや、「タイムス」の新聞紙上に於ても、メイの憲法史上に於ても、英米諸國の政治社會に於ても、殆ど其の比類なきものにして、實に我が政治世界の特有產物と云はざる可らず、何ぞや、曰く世の所謂る壯士なるものはなり、凡そ政治上に於て不平、擾亂、失望、怨恨、の分子は、過半此の普通名詞の下に含蓄せらるゝか故に、其の仲間には、種々様々の元素あらん、然れども其の重なる元素は、實に青年書生の一隊より成り立ちたるものにして、吾人か所謂る壯士とは、即ち此の年少氣鋭なる行險者流を指すなり（傍点省略 8 頁）

ここでは、『タイムス』紙やトマス・アースキン・メイ（Thomas Erskine May, 1815-1886）の『イギリス憲法史』（The Constitutional History of England, 1878）が言及されているが、この論調からは所謂欧化主義に真っ向から反対するのではなく、西洋の知識や学問を吸收す

ることを前提とした議論を展開していると分かる。この記事では、大久保利通を暗殺した島田一郎や、秩父事件、静岡事件などに言及し、「明治政府に無數の心配と厄介を被らしめたるものは誰なる乎、是れ皆多くは壯士の仲間なり」（8頁）と、当時自由民権運動の盛り上がりとともに各地で起こったいわゆる「激化事件」について、各地方の士族を中心とした自由民権運動に関わる人々がその勢力を誤用し、正しく用いなかつことによって起つたものとして取り上げている。そして、彼らは現在全く無用の存在であるが、単に放逐するのではなく「唯た宜しく其の勢力を自然に利導し、流に從て水を治むるの穩當平正なるに如かさるなり」（14頁）と述べ、こうした青年達たちを正しく導く政治世界の力が必要であると説いている。この議論は、壮士たちのような青年達の教育が十分に行われる必要があるという主張を背景に持つものであり、大江義塾以来の教育の理想も反映されたものであろう¹⁴。

徳富を中心とした民友社の集団が当時の知的階層、もしくは新政府の人々の目にどのように映っていたかを考えるにあたって、『国民之友』発刊の年、徳富の周辺で共に活動していた人々について検討することは有益だろう。創刊当時の『国民之友』の寄稿者および発刊に携わった人々は、次のように分類することが出来る。1) 民権派の論者 2) キリスト教、同志社関係者 3) 大江義塾出身者、である。以下には、『国民之友』第1号社告に載った「特別寄書家」と本社編集事務の人々、および第4号「明治20年5月14日、『国民之友』発刊の祝会」の参加者から、1)、2)、3) のメンバーを列挙する (*の付いた者は祝会参加でかつ「特別寄書家」である者、**は「特別寄書家」のみの者) ¹⁵。

1) 民権派の論者（新聞関係の人々が多い）

*矢野文雄（龍溪）、*尾崎行雄、吉田喜六、森田文蔵（以上報知社）、*島田三郎、肥塚龍、中川永輝（以上、毎日社）、堀口昇（朝野）、**末廣重恭、*高橋基一（めざまし新聞）、*田口卯吉、*乗竹孝太郎、伴直之助（以上経済新聞社）、*中江篤介（兆民）、*高橋五郎、久松義典、*酒井雄三郎、山中茂、**植木枝盛

2) キリスト教、同志社関係

*植村正久（六合雑誌）、森本介助（基督教新聞）、*小崎弘道、海老名弾正、*伊勢（横井）時雄、*金森通倫、宮川経輝、巖本善治、**竹越与三郎、**森田九萬人、**浮田和民

3) 大江義塾出身者

人見一太郎、内山（奈須）義質、池本（丁）吉治、緒方（戸田直清）、檜前（ヒノカマ、のち梶原）保人、野口（上野）岩太郎、柄本伊平

『国民之友』第4号の記事、「発刊の祝会」（40-41頁）によると、この会は徳富夫妻と民友社社主であった湯浅次郎と夫人らの発会で行われ、酒を供さない旨が述べられている¹⁶。会食の後、伊勢（横井）時雄、小崎弘道らがキリスト教の牧師としての立場から講和を行い、それに応じて尾崎、久松が語る中、大江義塾や熊本洋学校の話題となり、午後5時半から10時ごろまで会は続いた。記事では、一つ残念なことは「其の東上を期したる西京新島襄君の微恙の為めに果さず従って坐上同君を欠きたる一事のみ」である、と締めくくられている。伊勢が「此の会よりして政教二者の縁を結ぶを悦ぶ」と述べているように、記事の全体の印象から言うと友好的なムードであったと考えられる。1) の民権派の論者の人々は客人であり、この会を先導しているのは徳富と家族ぐるみの付き合いをしていた小崎弘道や徳富の縁

者でもあった伊勢時雄ら同志社でのつながりによるものであろう。会が盛り上がったのは、久松義典が大江義塾を訪ねたときのことを話した際で、その追真の説明には「満坐の諸紳士をして華堂の中眼前突兀として茅屋破窓の大江義塾を幻出せしめたる心地をなさしめたり」と書かれている。この会に大江義塾出身者の出席がどの程度であったのかは不明であるが、この話に盛り上がるのも、3)の大江義塾の人々が実質的に『国民之友』の屋台骨でもあったということからであろう。総じて、政治的な話題からは距離が置かれ、徳富を中心とした仲間同士の集まりに、これから同業者となる新聞関係の人々が参加した交流会と映る。「発刊の祝会」の記事は、『国民之友』の関係者を祝会の報告の形で紹介しているものとなっており、政治的な結社としての様態は描かれていない。この記事が出た5月までの段階で、民友社を政治団体とも、危険な結社とも考える理由はほとんどなかったであろうと推測できる。

2. 『国民之友』の政治記事と阿部充家

明治20年後半から民権派の政府批判は激化していったが、こうした動きに対して政府は保安条例を施行して対抗することになった。民友社の関係者で保安条例に該当したのは阿部充家であるが、前述したようにこの時期の阿部に関する研究がほとんどないことから、民友社の人々と保安条例とを結び付ける接点も見えにくくなってしまっている。次には、大江義塾閉塾から保安条例までの阿部の行動を、同時期の『国民之友』の記事と平行して考察したい。

阿部が大江義塾に合流したのは明治17年からである。大江義塾は明治15年に私立変則中学として認可を申請し開校した。明治16年暮れに徵兵令改正により私立学校への兵役免除が解消された際には困難な時期を経験したが、阿部が17年の夏ごろより薩摩宮之城より来塾し、義塾における人の交流を大いに活発にした。阿部は宮之城の盈進（えいしん）小学校に奉職していたが、明治18年からは大江義塾の教員として活動し、義塾の中心人物の一人として、明治19年9月の解散のときまで塾生たちを見届けた。その後約1年と少しの間、建白運動に何がしか関わり、宇都宮平一（1858-1896）や長谷場純孝（1854-1914）が関係する九州改進党などの民党勢力と連携していたと考えられる¹⁷。義塾解散後、人見一太郎によれば薩摩に向かうようなことを阿部が話していたようであるが、これは阿部が薩摩にいた長谷場純孝と何らかの協力関係にあったことを示唆している¹⁸。

当時の警視庁が密偵を使い探っていた記録の一部に、同年5月に結成された「求友会」の報告があるが、そこに阿部充家の名前が挙がっている。これは、国立国会図書館の三島通庸関係文書（534-26）にあるもので、この記録によれば、阿部の住所は「赤坂溜池靈南坂町十五番地」となっており、これは当時の徳富の住所である。「求友会」が実際どのような活動をしたのかについて、記録が殆どなく知ることは出来ないが、「東京赤坂区榎坂町五番地、民友社内阿部充家氏ノ寓所ヲ以テ中央部ト為ス」とこの文書には記載されているが、徳富がこの会と何らかのつながりを持ち、活動を共にしていたかどうかについては不明である¹⁹。

丁度この時期、元大江義塾生を中心とした文学活動が、雑誌の発行という形で始まろうとしていた。明治20年6月20日に赤坂靈南坂教会で発起会が行われた『青年思海』（当初の書名は『新人民』）である。この会に阿部は出席している²⁰。『青年思海』は、大江義塾において塾生が発行していた『雑誌』の延長線上にあるものだと考えられている。19号まで発行さ

れ、会員数は 1600 名にも上った。阿部が発起会に出席したのは、関係が近かった内山義質、大迫真之らが呼んだとも考えられるが詳細は分からぬ。どのようにあれ、徳富と阿部は継続して連絡を取り合っていたと考えられ、阿部と大江義塾の人々との交流も続いていた。

阿部はその後九州を回遊し、熊本に戻った。明治 20 年 7 月 19 日付けの徳富宛書簡で、筑前、筑後、備前を経てようやく熊本へ帰着したと述べており、実学派、相愛社、紫渕会等の動きの報告や元大江義塾生の消息等を書いている²¹。この時期、熊本では建白運動もおこっていたようであるが、阿部がそれに関与していたかは不明である。同書簡で「明日より改進党小集会ある由、小生も一寸出見となるべし」(21 頁) と阿部が書いているように、7 月 21 日、彼は熊本での旧九州改進党での集まりに参加した。山田武甫、前田案山子、前田下学等が出席した²²。山田武甫は徳富の父一敬の朋友であり、実学党の流れをくむ旧九州改進党の重鎮と見なされる人物であった。その後彼の行動は間接的な情報しかない。後述するように、11 月 4 日発行の『国民之友』に阿部の名があり、翌 12 月末には保安条例で退去命令を受けているのであるから、阿部は 10 月には再び東京に戻っていたと考えられる。10 月 3 日には後藤象二郎が東京芝公園の三緑亭で演説会を行い、丁亥俱楽部を設立した。この会には、徳富の他、宇都宮平一と山田武甫も出席との記録がある。この演説会に阿部が出席したかどうかは分からぬが、彼は 10 月に片岡健吉によって元老院に提出された三大事件建白に連動した何らかの動きをしていたという推測は成り立つだろう。

明治 20 年 10 月以降、『国民之友』には結社、政党の動きが記載され始める。10 月 7 日に発行された『国民之友』第 9 号には、九州改進党が東京に総代を送った記事が掲載された。「先づ東京の事情を視察し、全國に分立する舊自由黨、改進黨、其の他各種の仲間をば、一の重なる主義即ち議院内閣論の下に團結し、其の團結を以て、二十三年の國會に乗り込み度き」(40 頁) ということである。続く 10 月 21 日発行の第 10 号には、丁亥俱楽部での後藤象二郎の演説についての記事が掲載され、演説を聞くために集まる西洋の風習を良しとし、「吾人は實に後藤氏が政治世界に、善き適例を輸入したるを見て、甚た楽しく思ふなり」(35 頁) と賛辞を送っている。そして、浅草鷗遊館で 4 日に行われた「有志大懇親會」として『国民之友』の寄稿者ともなる大石正巳、末廣重恭などの演説の報告があり、9 日、10 日に行われた「各黨合併演説会」として、星亨、加藤平四郎、大石正巳、尾崎行雄等の演説の報告があった。尾崎行雄の演説の骨子は、この号の特別寄稿として掲載されている。また、この合併演説会の記事では、渡邊小太郎の演説中警察官より中止命令が出た旨が報告されており、その際「聴衆一度に騒ぎ立ち、中には亂暴を賣り附け、又亂暴を買ひ受けたる人ありしとぞ」(37) と、聴衆と警察官との間の乱闘まがいの事態になっていたことが記されている。この時期、警視庁が自由民権運動に関わる不穏分子についての調査をすでに始めていたことは記憶されて良い。

3. 「全国有志諸君に謹告す」から保安条例まで

このように、東京に土佐民権派の人々を中心に多くの民権活動家が集結している情勢を反映して、『国民之友』の記事も政治演説会などの報告が増えているのであるが、そうした内容に合わせるかのように、阿部充家の名が紙面に現れる。それは、11 月 4 日発行の第 11 号において、「全国有志諸君に謹告す」と題された、全国の結社の状況とその詳細を知らせてほしいと言う呼びかけ人の一人としてであった。「本月三十一日 [ママ] 迄ニ錦地ノ形況左ノ件ニ

照シ御手許ニテ相知レ申候丈ケ尊所尊名御明記ノ上御報導被下候」、すなわち各地の全国の政党の状況を住所氏名とともに知らせてもらえば、それを纏めて一個の印刷物にして配布するというのである。知らせてほしいという内容は次の通りである。

- 一 縣内ニ於テ各黨派ノ有スル勢力ノ多少ト相互ノ關係（假へハ舊自由黨、改進黨、舊立憲政黨、舊帝政黨、獨立黨及其他何社何會ト稱スル有志團結ノ内ニ就テ何黨ガ第一縣内ニ勢力ヲ有シ次ニ何黨何派云々及各黨派間ノ軋轢競争ノ模様）及ヒ郡區ニ於テ右諸黨派ノ有スル勢力ノ多少（何黨何派ハ何郡何區ニ多ク何郡何區ハ何會何社ノ勢力多キ云々）
- 一 政黨ノ機關タル新聞、學校、事業、及其名稱種類
- 一 政社ノ名稱、種類、起原（何社ハ何黨ニ屬何年ニ起リ現時何程ノ勢力ヲ有スル云々）
- 一 政黨員ニシテ士農工商中何ノ種類ニ屬スルモノ多キヤ（其黨派若クハ會員の多數ハ何ノ種類に屬スル云々）
- 一 縣會議員中黨派ノ分類（議員中何分ハ何黨何主義ニテ幾分ハ何主義何會ニ屬スル云々）

明治廿年十一月四日 民友社内 阿部充家
人見一太郎

こうした呼びかけを『国民之友』の立場から考察するとすれば、高踏的観点から世の政治を批評する論調から考えて、日本全国の結社、政治団体、県議会の勢力図等というものは、世人に明らかになっていることが実際の政治を運営する、もしくは個々の政治活動を評価するにあたって必要な基本的情報である、ということであろうか。しかし、不穏分子の洗い出しを行い、何種類もの危険人物リストを集積していた新政府の側からみれば、果たしてこの謹告による呼びかけを、各政党の勢力図を情報としてのみ取り扱うもの、と捉えたかについては非常に疑問が残る。各地域の各党派の分布、機関紙類、政党や会派のメンバーの内訳などは、まずは政府がその情報を一手に把握しているべきものであるというのが通常考えられることであろう。その実、政府は自由党解党後の各種政治集会には警官を配備し視察を行っていたのである。一民権派の出版者である民友社が当時の政治勢力の人的配置に関わる情報を集めるということ自体、情報戦において優位な立場に立とうとしている、もしくはその情報を民党の利害誘導に使おうとしていると考えられても全く不思議でない。11月、民権派の人々は建白運動のため大挙して上京してきていた。この謹告の内容は、警視庁側の目からみると民友社を危険な組織と考えさせるに十分なものである。もし民友社にこれら党派の情報がすべて把握された場合、その情報を民権派の主張を通すための抗議行動への扇動や大規模な集会のために利用しないとも限らない。実際にこの記事にどれだけの具体的な反応が集まつたかは不明である²³。しかし、少なくともこのような考え方抱くという事自体、若い民友社の人々が理解し得た以上に、当時の激化する建白運動に対する政府の神経質な反応を、民友社周辺の人々に対しても惹起させたことは推測できる。

政府側が徳富を危険人物と見なすに到った経緯は明確ではないが、残された記録からある程度その流れを追うことができる。9月27日の政府側の調べとして、危険人物の一覧には山田武甫の名がみえる。前述したように、12月26日の「退去者之儀ニ付伺」には、徳富猪一

郎の名が満二カ年の退去命令者として登場しているが、父一敬の盟友である山田武甫の後継者として徳富が取りざたされることもあったはずであり、後藤象二郎と大同団結運動を画策していた尾崎行雄や、中江篤介や植木枝盛などの土佐民権派ともつながりを持つ人物としてマークされていたと考えられる。既に見たように、『国民之友』の記事にも、10月以降政治的な話題が増えてきていた。そして阿部には12月26日付の命令書が手渡されており、27日には退去せよとのことであった。阿部はこの時点で、民友社に入りすることも、東京の縁者、知人と交流することもできなくなってしまった。

保安条例の施行については、その拙速なやり方が施行当初から批判の対象となり、手当たり次第の退去命令は政府の暴挙と見なされた。五百名以上が東京より追放となったと言われるが、多くの当時の資料が明らかになった現在でも、正確な退去命令を受けた人数は分かっていない。三島子爵家に残っていた「保安条例該當その他危険人物名簿」が不完全なものであることは指摘されてきている。政府側の公文書と目される明治二十年の「公文雑纂」にある451名（内高知県出身者343名抹消者1名除く）を退去命令対象者の実数と考えることが出来るという指摘もあるが、日下部正一、光永規一、赤星龍雄、前田下学の名はあるものの、阿部の名がないことからこれも充分ではない²⁴。また「公文雑纂」には、熊本県で退去命令を受けたとして記録にある、前田案山子、近藤猪二郎の名も見えない²⁵。保安条例の対象となり退去を命じた人々の完全なリストを、当時の政府は作成し得なかつたと考える方が妥当である。尚、後に電通を創業する光永喜一の伝記には次のようにある。保安条例の「発布はその夜おそく、官報號外をもってされ、當夜退去命令をくつたものは無慮參百人。尾崎行雄、星亨、片岡健吉、林有造、中江兆民等はその主たるもので、熊本出身の『不穏分子』は阿部充家と光永喜一の二人であった」²⁶。

徳富に退去命令が実際には出なかった理由は良く分からない。福沢諭吉も名前が出ていたと推測されているが、取り消されている²⁷。徳富が自分の名がリストに挙がっていることを知り得たか、もしくは知ったとすればいつ知ったかについては分からぬ。筆者の知る限り、徳富が自ら保安条例によって、自分の同志といえる人物に何が起つたかについて記すことはなかった。阿部が保安条例により熊本に蟄居しているということは、秘匿事項であったと考えられる。退去となつた人々の四分の三以上が高知県出身者であったといわれている。『国民之友』が特定の派閥から距離を置いた、時に欧化路線とも理解し得る西洋に学ぶ姿勢を維持しながら議論を展開する雑誌であればなおのこと、土佐派を狙い撃ちしたと思われる保安条例との関係は公にする性質のものではなかつただろう。

保安条例後の明治21年1月20日発行の『国民之友』第14号には、「在野黨に對する今後の政策」と題して、保安条例についても言及している。

今や天下の人心は淘々として、皆な安からぬ思ひをなせり、然り安からぬも道理なれ、天下の人民が夢にも現にも豫期せざりし保安条例は、突然として天より落ち、電光石火の際に、霜風の枯葉を捲くか如く、是れ迄東京に群集し、政治上の騒動に飛揚跋扈を逞ふしたる、世の所謂る壯士を始め、壯士の隊長とも云ふ可き有志家、地方の惣代人、及び東京の學者、新聞記者、代言人、剩さへ履歴あり名望ある宿老に至る迄、都合五百餘名の人々を驅りて、此れを帝都の外に放ちたる(後略) (傍点省略 1頁)

この記事では、保安条例を直接批判することを避け、「聰慧なる輿論の勢力」(7頁)を作ることが先決であると論じている。保安条例の個別の該当者について全く言及せず、世の正しい方向を示そうとしているものである。徳富があくまでも保安条例に対して距離をとった姿勢で編集に当たっていることが読み取れる。興味深いのは、『国民之友』特別寄書者であり、追放された中江篤介（兆民）からの書簡が同号に掲載されていることである。

左に掲くるは我が特別寄書家兆民居士が保安條例に依り昨冬東京を追放せらるゝに際して弊社の徳富に寄せられたる書翰なり

徳富君足下僕も誤りて這回亞細亞豪傑の中間入りを為したり僕實に耻かしきの極點なり是れ全く僕か素行の善からざるか為めに信を明治の昭代に得ざるか故なり徳富君僕か今回^[ママ]の過舉を以て其畢生をトし給ふなよ事急に情切なり縷隙するに暇あらず僕此災厄の間は酒を慎めり幸に貴意を勞する勿れ二年間の烏兎長しと云へば長かし短かしと云えは短かし平民の為めに自玉せよ

有り難き保安條例實施の翌日

篤介 肅拜

猪一郎君

(26頁)

土佐では保安条例に従わず投獄された人々が帰郷した際には、英雄を迎えるようであったと伝えられており、退去命令を受けたことも一種の勲章のように捉える傾向があったかと推測される。中江篤介の書簡はそうした壮士的気分の全くない、自省的なものであり、これを奇貨として自己研鑽に向かう心持が伝わってくる。この書簡を紹介する態度は、保安条例に対する静かな反抗が読み取れるとともに、土佐出身の中江の記事が『国民之友』と保安条例との接点として提出されることで、一旦は紙面に名前が出た「民友社内阿部充家」については、人々の意識からそれとなく消されたことにもなるだろう。

4. 保安条例その後

阿部が熊本に戻されたことは、徳富の行動にも変化を与えた。大江義塾時代に深まった二人の同志的交流は、明治21年には徳富が熊本にいる阿部に資金援助をし、民友社と協力した活動をするよう指示するものに変わっていった。徳富とすれば、民友社の関係者として活動していた阿部であれば、熊本での活動の意義を作り出すことが喫緊の課題と感じられたはずである。同年2月13日の書簡では、阿部の熊本の仕事として、「英語学会に全力を以て御立入り被成下度」と、熊本英語学会（明治21年4月より熊本英学校）に影響力をふるう事が出来る状況を作ることを第一に挙げている²⁸。次の目標として、「熊本新聞ナリ。此の新聞ハ実に微力なれども、今日よりして我党の機関たらしむること甚た必要」と徳富は書いている²⁹。当時の『熊本新聞』は部数を減らしており、テコ入れが必要であった。徳富は『熊本新聞』の勢力が落ちているところを見抜いて、編集権を手に入れることを考えたのである。阿部はキリスト教関係の人々とは気が合わず、熊本英学校の方は不首尾に終った。『熊本新聞』に関しては、事はうまく運んだ。明治21年11月、阿部が『熊本新聞』の編集責任者となり活動を始めた。

阿部はその後『国民新聞』社で政治担当となり、のち、副社長までつとめることになるが、保安条例については民友社一致で口外する事は無かったと思われる。この態度は徳富の晩年まで徹底したものであった。昭和 22 (1947) 年、保安条例から 60 年経った時に、徳富は次のように述べた。

予が明治十九年の末、家を挙げて熊本を去りたるは、他にも理由があったが、その一は、熊本の政争の中に捲き込まれていては、何時迄経っても、予の志を遂げる機会は無いと、見切りを付けたのである。ところが故郷忘れ難しで、善きにつけ悪しきにつけ、東京に居ても、熊本の事が気にかかる。というは、当時の我が同志は、熊本に於ては少数派であって、反対派は後ろに大なる官憲の声援を利用し、横暴極まりなく、遠方からこれを眺めて、予の義憤禁じ難きものがあった。よって予は、予が大江義塾同志の一人阿部充家氏を熊本に下だし、東京に於ける民友社の探題として、それぞれ東京と熊本との連絡係とした。かくして一時は、熊本新聞の編輯全部を引き受けて、阿部氏が社長として、大江義塾一味の人々が編輯員として、働いた。

(昭和 22 (1947) 年 2 月 26 日 晩春草堂にて)³⁰

熊本における徳富に繋がる政治的勢力、すなわちかつての相愛社に繋がる人々や父一敬の友人山田武甫らの民党勢力が、明治 18 年ごろには自由民権運動の退潮とともに一時逼塞していたことは事実である。しかし、徳富が阿部を「熊本に下だし」というところは事実とは異なる。あまりに遠い時代のことであるので、徳富の記憶があやふやであったとも考えられるであろう。しかし徳富と阿部にとってこの時期は忘れがたい日々でもあったはずである。考えられるのが、徳富が阿部を熊本に派遣したことが事実であると当時から徳富自身が振る舞い、周囲もそれをそのように理解し、当時を知らない人々は徳富の言葉を信じる、という形で、阿部は民友社から派遣された大江義塾一派の同志、となったという成り行きであろう。後に電通社長となる光永喜一が、阿部について保安条例云々をよしんば吹聴していたとしても、である。『国民之友』の研究も、こうした徳富の態度をそのまま受けて保安条例を看過してきたと見える。

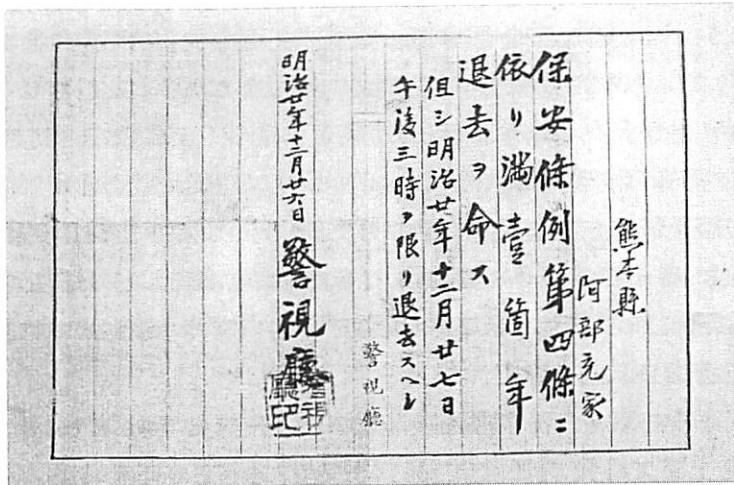
おわりに

以上、『国民之友』発刊の時期から保安条例まで、阿部充家をはじめとする関係者の動向や当時の社会状況を交えながら考察した。民権運動の高揚によって引き起こされた政治的な緊張の中、徳富は保安条例該当者とはならず、阿部が熊本に去ることになった。『国民之友』の発行は継続されたが、その後阿部充家がどのような活動をしたかについて、さらに掘り下げられるべきだろう。

保安条例の件は、政治権力との距離を言論機関がどのように保つかということを徳富に深く考えさせたと推測できる。英学史研究において、『国民之友』は主に文芸の側面から重要であるとみなされてきた。文学作品はそれ自体政治性を帯びておらず、西洋の文芸を知ることは教養を磨くことになるとすれば、『国民之友』が文芸紹介に力を入れたのは、めまぐるしく変化する社会に対する緩衝材、もしくは新時代の教育ツールとしての役割を文学の機能に見たからと考えられないだろうか。『国民之友』が当時非常に良く読まれたことは、記

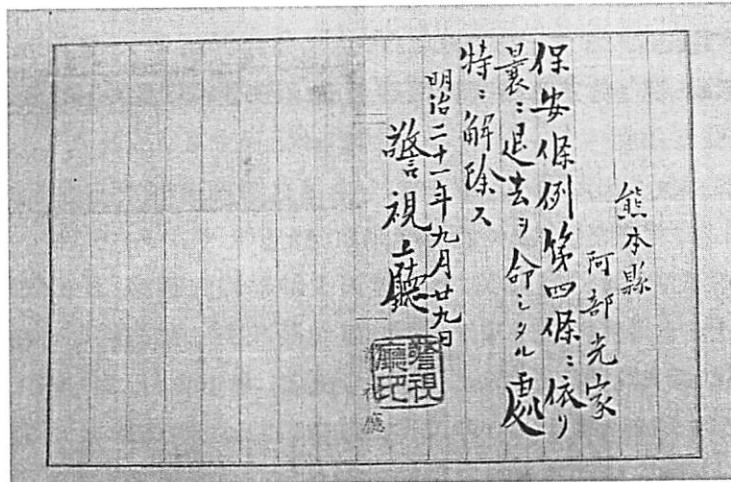
事内容が総じて各種権力とのバランスを取り得るものであったこと、そして時には政局を誘導する力も持っていたことが寄与している。こうしたバランスと力をいかに保ったか、またいかに変化を余儀なくされ廃刊に到ったか、これらの点から、徳富の言論活動を腑分けしていく作業が未だ残されていると思われてならない。

<資料>



「熊本県 阿部充家 保安條例第四條ニ依リ満壱箇年退去ヲ命ス但シ明治廿年十二月廿七日午後三時ヲ限り退去スヘシ 明治廿年十二月二十六日 警視廳」

国立国会図書館 憲政資料室 阿部充家文書 221



「熊本県 阿部充家 保安條例第四條ニ依リ裏ニ退去ヲ命シタル處特に解除ス 明治二十一年九月二十九日 警視廳」

国立国会図書館 憲政資料室 阿部充家文書 222

- ¹ 本稿においては、重要であると考えられる場合のみ、人名のあとに生没年を記す。
- ² 『日本國政辭典』、第1卷、日本國政辭典刊行會、1953年、巻末付録に三島子爵所蔵の「危險人物」一覧が掲載されている。
- ³ 『自由党史』下、宇田友猪他編、五車樓、1910年、605-632頁参照。なお、『自由党史』には退去者の氏名が挙げられているが、熊本県の人名は含まれていない。保安条例の次の第四条により退去が命ぜられた。「皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内乱を陰謀し又は治安を妨害するの虞ありと認むるときは警視総監又は地方長官は内務大臣の認可を経期日又は時間を限り退去を命じ三年以内同一の距離内に出入寄宿又は住居を禁することを得」(『自由党史』下、611頁)。当時の東京はまだ住宅開発が進んでおらず、皇居より三里(約十キロメートル)以内とはほぼ東京のほとんどの居住地区を含んだ。実質的な所払いであった。保安条例については、寺崎修、「保安条例の施行状況について」、『近代日本史の新研究9』、手塚豊編、北樹出版、1991年に詳しい。
- ⁴ 阿部充家については、拙稿「徳富猪一郎と阿部充家－大江義塾を中心に－」、『熊本史学』、第99号、2018年、17-38頁を参考のこと。本稿で取り上げている『国民之友』発刊までの、徳富との交流および阿部の出自について詳述している。
- ⁵ 外国文学受容に『国民之友』が果たした重要性の指摘については、豊田実、『日本英学史の研究』、岩波書店、1939年において既になされている(396-99頁参照)。以来英学史における『国民之友』の位置づけは、主に文学領域にあるとされてきた。
- ⁶ 人見一太郎は熊本県宇土出身で、熊本師範学校を出てから小学校で教える傍ら大江義塾で学び、教鞭もとった。『肥後人名辭書』、角田政治編、肥後地歴叢書刊行會、1936年の人見一太郎の項は徳富が寄稿しており、人見の大江義塾を閉塾する際の働きについて言及されている。
- ⁷ 明治19年9月14日付、人見宛徳富書簡にある。『徳富蘇峰関係文書』、1、酒田他編、山川出版社、1987年、165頁。
- ⁸ 明治19年12月7日付徳富宛新島書簡には次のようにある。「数日前十余名之御門弟御東上之際御添書被下御面接仕候」(『新島襄全集』、第3卷、同朋社出版、1987年、430頁)。
- ⁹ 杉井六郎、「民友社の背景とその成立」、『民友社の研究』、同志社大学人文科学研究書編、雄山閣、1977年、38-39頁参照。
- ¹⁰ 明治19年9月(推定)、『徳富蘇峰民友社関係資料集』、民友社思想文学叢書、第1卷、編集・解説、和田守・有山輝雄、三一書房、1986年、70頁。阿部は明治20年ごろまで「神山」と名乗っていた。戸波は戸波易治、内山は内山(奈須)義質である。戸波は病のため熊本にとどまった。内山は、『国民之友』第4号には、「本社の編輯事務を與るもの」として名が出ている。
- ¹¹ 雑誌の寄稿者を、「特別寄書家」として紹介するのは、『六合雑誌』と同じやり方である。徳富は当初、小崎弘道らが興したキリスト教出版社である警醒社の出版に倣うことが多かったと見える。
- ¹² 『国民之友』の巻頭にあるミルトンの詩は、「コルチェスターの襲撃におけるフェアファックス卿について」("On the Lord General Fairfax at the Siege of Colchester")と題されたものである。徳富は、次の三行を引用している。「しかし汝の手にはより高貴な務めが待っているのだ。というのも暴力から真理と正義が自由になるまでの間、終わりのない戦い以外いかなる戦いで血が流れるというのだ」("O yet a nobler task awaits thy hand; For what can war but endless war still breed?/ Till truth and right from Violence be freed." From John Milton, *Poetical Works*, ed. Douglas Bush, Oxford:

Oxford UP, 1966, 188)。フェアファックス卿 (Thomas Fairfax, 3rd Lord Fairfax of Cameron, 1612-1671) は、チャールズ一世の処刑に反対し、指揮官から離脱し隠遁生活に入った。このソネットにはそのフェアファックス卿へのミルトンの期待がこめられている。徳富は、西南戦争以後の明治の社会に、清教徒革命期のイギリスの政情を当てはめていたと考えられる。

¹³ 本稿では、『国民之友』の発行当時の頁数を明記する。

¹⁴ こうした議論が『国民之友』の特定の党派に偏る政治性を薄めていたとしても、実際の建白運動の激化とその対応に苦慮する政府の現実的対応に対してどの程度有効な議論であったかは定かではない。また、『国民之友』第 12 号には、「三大事件の建白」という記事があり、「我が政府は一通にても、多くの建白書の出来らんことを懇望せらる可し、何となれは其の建白書の多ければ多き程、人民の實情を知るの便多ければなり」と書かれている。現代の目から見れば民主的な発想と言えるが、当時の玄洋社が国権主義へと大きく舵を取っていたように、建白運動が政府と全国の政治勢力とのコミュニケーションを促進する機会になるという理解は、現実的にはあまりに直裁的で情勢への効果的意見とはなりにくかったと思われる。当時の玄洋社については、犬丸昭弘、「玄洋社形成過程に関する一考察—対外膨張的国家主義の源流—」、熊本近代史研究会、『近代熊本』、19 号(1977)、87-99 頁参照のこと。

¹⁵ この中で保安条例の対象となったのは、尾崎行雄、中江篤介であった。

¹⁶ 酒を出さない理由は、キリスト教の集会の流儀に従つたものであり、新島襄の出席を予定していたためである。

¹⁷ 宇都宮平一は宮之城の元薩摩藩士で、阿部を盈進小学校に紹介した人物と伝わっており、後に第一回総選挙で当選し議員にもなった。長谷場純孝は薩摩串木野の士族で西南戦争に参加、後に九州改進党で活動し、衆議院議員を経て衆議院議長、文部大臣を務めた。

¹⁸ 前掲『徳富蘇峰関係文書』、明治 19 年 9 月 14 日、徳富宛人見一太郎書簡参照。大江義塾後の阿部は、九州と東京を何度も行き来しているが、その活動資金がどこから出たのかは不明である。阿部は大江義塾の時代から、長谷場をはじめとする旧薩摩藩士との交流が多く、長谷場は串木野の裕福な郷士であったこともあり、阿部を通じて政治活動をしていたと考えると状況と一致する。阿部は徳富とともに、大江義塾時代に二度、長谷場の在所である薩摩の串木野に逗留しているが、長谷場との関係は阿部のほうが古い(前掲拙稿、「徳富猪一郎と阿部充家一大江義塾を中心にー」参照のこと)。三島警視総監が薩摩藩士であったこともあってか、保安条例で薩摩出身者は一人も対象となっていない。その中で、熊本出身の阿部が対象となったことは彼と薩摩の人々との間にその後何らかの影響を与えたと推測される。

¹⁹ 国立国会図書館の三島通庸関係文書にある「求友会」の資料の存在については、和田守氏にご教示いただいた。ここに謝意を記したい。「求友会」の資料には会員名簿が含まれているが、会員一人一人については未調査であり、実際の活動も不明である。現在のところ民友社の関係者は見当たらない。なお、明治 20 年の徳富の手帖にある阿部(神山充家)の住所は、「本所緑町一丁目三十六番地神山方」であった。これは阿部の縁者の家である。『徳富蘇峰記念館所蔵民友社関係資料集』、民友社思想文学叢書、別巻、解説高野静子、三一書房、1985 年、12-17 頁参照。

²⁰ 当時、雑誌の発刊は内務省の認可制で、『新人民』と題して許可を申請したが認められず、『青年思海』と改題して発刊した。本多浩、「『青年思海』」、『徳島大学国語国文学』、3 号 1990 年、1 頁参照。『青年思海』については、主にこの論考を参考にした。

²¹ 『徳富蘇峰関係文書』、3、19-21 頁参照。

²² 水野公寿、「旧九州改進党の再組織過程」、『近代熊本』、17 号、熊本近代史研究会、1975 年、4 頁

参照。この論文は、明治 20 年前後の熊本における旧改進党系の人々の動向を一括して理解する際に、特に有益なものである。

²³ この広告による調査の結果は、かなり簡潔な内容となって『国民之友』第 16 号(明治 21 年 2 月 17 日発行)に表として掲載されている。政党機関紙や士農工商の分布の記載はなく、各県における党派の分布のみを示したものである。そこには「本表は社友阿部充家および八木廉の兩氏専ら調査の労に任せられたり」とある。八木廉は大江義塾出身で民友社に来ていた人物である。

²⁴ 前掲寺崎、「保安条例の施行状況について」、208-232 頁参照。阿部に手渡された保安条例の退去命令書は、現在国立国会図書館の阿部充家関係文書にある。本文末＜資料＞参照。

²⁵ 前掲水野、「旧九州改進党の再組織過程」参照。

²⁶ 『八火傳』、八火翁傳記編集委員会、日本電報通信社、1950 年、59 頁。ここでも、保安条例対象者は 300 人程度と推定されるのみである。

²⁷ 福沢諭吉は自伝の中で、「明治何年か保安条例でのたとき、私もこの条例の科人となって東京を逐出されるという風聞、ソレは其時塾に居た小野友次郎が警視庁に懇意の人があつて極内々其事を聞出した」た、と述べている。三島子爵所蔵の「危険人物」のリストは冒頭の東京在住の人物名が欠落しており、おそらくここに福沢の名があったものと考えられている(『福翁自伝』、時事新報社、1901 年、519 頁)。

²⁸ 熊本英語学会は、徳富の従兄である徳永規矩が設立者となり組合派の学校として明治二十年六月に開校した。校長に伊勢時雄を迎える予定であったが、伊勢の都合がつかなくなり、急遽海老名彈正が同年八月に校長として就任していた。伊勢時雄は横井小楠の息子で同志社に学び牧師となっていたが、徳富の姉が小楠に嫁いでおり、伊勢の妹の夫は海老名彈正であった。徳富にとって熊本英語学会は旧知の人々の関係する学校であり、まず大江義塾の教育面での発展的展開の一つとして自らの足場としたいと考えたと思われる。この背景には、徳富の母久子が熱心に其設立に関わった女子学校(熊本女学会、のち熊本女学校)の存在もあったであろう。この書簡の冒頭には、おそらく加筆したものかと思われる次の書き込みがある。「若し金錢御入用ノ事アラハ多少ニ不限御申越被成度候。決して御遠慮ハ無用ナリ」(『徳富蘇峰記念館所蔵、民友社関係資料集』、民友社思想文学叢書、別巻、高野静子解説、三一書房、1985 年、410 頁)。是非熊本で活動してほしいので資金は渡すということであろうか。3 月 22 日付書簡には、5 円を送付したが、今後も送る旨が記載されている。

²⁹ 前掲『徳富蘇峰記念館所蔵民友社関係資料集』、410 頁。

³⁰ 『徳富蘇峰終戦後日記』、第四巻、講談社、2007 年、145-146 頁。